初めて農地を借りる方へのワンポイントアドバイス

1 地元住民との協調

初めて訪れる農村集落では、地元の方と協調することが大切です。「あいさつ」を心がけ、地元の方に「農地を借りている人」だと知ってもらいましょう。また、狭い農道に駐車して農機や車両の通行の妨げにならないよう気を付けましょう。

2 作物の栽培

栽培技術を事前に勉強して、農作物や土壌に合わせた肥料を使いましょう。また、作物と病害虫などに応じた農薬を使用してください(「農薬取締法」で正しい使用法を定められています)。 地元農家の方やJAの営農指導員さんなどから教えてもらうと良いでしょう。

3 雑草対策

農業は雑草との戦いと言っても過言ではありません。雑草が繁茂すると大切な農作物の生育が悪くなります。数日ほっておくと畑が「草ボーボー」の状態になりかねません。近隣農家の迷惑にならないよう、草刈り・除草剤・マルチ(ビニールシートで畝を覆う)などを組み合わせて適切に管理しましょう。

4 農業機械の用意

農作物を栽培するには、人力では限界があるので、農業機械が必要です。地元農家の方から農業機械を借りたり、 作業を地元農家の方に委託することなども考えてみましょ う。



5 有害鳥獣対策

里山では、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が絶えません。農作物被害を避けるためには、農地の周りに電気柵を張り巡らす方法が最も有効です。電気柵の設置方法は、地元の方と相談してください。また、イノシシやクマは、人の命にとっても脅威なので、音の出るもの(クマよけ鈴・ラジオなど)を身に着けることを心がけましょう。



6 農地貸借の手続き

農地の貸借は「農地法」によって規定されています。経験の無い初めての方でも農業にチャレンジできるよう、農地を借りられる方・農地所有者・県農業会議・市町村農業委員会とのマッチングの中で、具体的な手続きや賃貸料などの借り受け条件を決めていくこととなります。

7 栽培指導や営農に対する支援

- 農地を借り受けた方に地元集落等の農業者が栽培指導を行った場合に、その栽培指導者に対して県農業会議から謝金のお支払いが可能です(予算の範囲内で)。
- 〇 農作物の栽培にかかった経費(種苗費・肥料費・農薬費・機械リース料等)について、農地を借り受けた方に対して富山県(農村振興課)から助成金のお支払いが可能です(予算の範囲内で)。